

令和6年4月以降の医療機関の受診等について

症状が重い

かかりつけ医療機関等
受診

医療機関によっては、
受診可能な曜日や時間帯が
決まっている場合があるので、
事前に受診が可能かどうか
電話での問合せをお勧めします。

医療費・治療薬の費用は、
他の疾病と同様、診療報酬の中での
通常の自己負担となります。

発熱等の
症状がある

症状が軽い

自身の体調に応じ
受診するかどうか等を
ご自身で判断

- ・かかりつけ医療機関等受診
- ・抗原定性検査キット（※）を
薬局等で購入し自己検査
など

県コールセンターは令和6年7月末まで設置

新型コロナに関するコールセンター
【青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談】
☎0570-065-965（24時間対応）

<コールセンターの対応>

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
（医療に関する専門的内容は除く）
- り患後症状（後遺症）の受診先相談 等

※ 医療機関の案内はできません。

（※）医療用の検査キットの薬局での取扱いは、
在庫分に限り令和7年3月31日まで可能
とされています。

【令和6年度からの新型コロナウイルスワクチンの定期接種】 ※ 詳しくは市町村からご案内。

○ 実施主体：市町村

○ 回数・時期：毎年1回（秋）

○ 接種費用：原則有料（各市町村が料金を決定）

○ 接種場所：各市町村で案内

○ 対象者：・65歳以上の方

・60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に
一定の障害がある方 等

※ 上記以外の接種希望者は、任意接種として自費で接種可能。